

2. 事業の概要と成果	
(1) プロジェクト目標の達成度	医療機器を供与したことで、ポンサリー県ポンサリー郡およびブンヌア郡の医療機関の医療環境が整備された。研修を通じて、ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質が向上した。コミュニティーヘルスワーカー（Community Health Worker: CHW）に対し母子保健活動の指導を行ったことによって、CHWによる活動が活発になり、地域住民の母子保健に対する意識が高まった。これらの結果、母子保健サービスの利用者が増加し、対象地域の妊産婦および子どもの健康状態の改善に貢献した。
(2) 事業内容	<u>(1) 医療機器の整備と維持管理、環境整備</u> 1-1 医療機器の整備 ポンサリー県の県病院、郡病院、ヘルスセンターに対し、インフアントウォーマー1台、生体監視モニター1台、酸素飽和度モニター6台、簡易血糖測定器2台、点滴台2台や体重計4台など医療機器を供与した。本事業開始時点で電気メスとストレッチャーは対象医療機関が自ら購入し配備済みであったため、関係者と協議した上で、代わりにベッドサイドテーブル9台と長いす5脚を代わりに供与した。医療機器供与の際には、機器を使用する医療従事者が十分に使用方法を理解した上で使用できるよう、医療機器会社による使用方法の説明会も実施した。 1-2 郡病院分娩室の修繕 郡病院の分娩室では雨漏りやカビが発生しており、不衛生であったため、屋根や壁の修繕に加え、カビの発生を予防するため除湿器を供与し、妊婦が安心して出産に臨める環境を整えた。 1-3 5S活動、医療記録のモニタリングと指導 対象医療機関の各部署の責任者が、同機関職員による5S活動や医療記録への登録状況を毎月モニタリングし、改善のための指導を主体的に行った。また、実効性と継続性の担保するため、医療記録を基に受診者のフォローアップを行える仕組み作りについて助言するなど適宜指導を行った。当会職員は、3ヵ月毎に対象医療機関の責任者によるモニタリングの実施状況を確認した。 <u>(2) ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質の強化</u> 2-1 ヘルスセンター職員に対する質向上研修 2018年10月16日から23日に、タイ王国・マヒドン大学の公衆衛生学部公衆衛生管理科の講師を1名招請し、事業対象としたポンサリー郡とブンヌア郡の4ヵ所のヘルスセンターの職員15名、県保健局職員2名、郡保健局職員2名、県病院職員1名、郡病職員1名の合計21名に対し、母子保健サービスの質向上研修を実施した。事業申請時には、研修終了後に行う計画としていた同講師による各ヘルスセンターの実地訪問は、事前のスケジュール調整の結果、研修開始前に行った。講師は各ヘルスセンターで提供されている母子保健サービスについて事前に評価するとともに、ヘルスセンター職員に対しその場で改善できる技術指導を行った。 2-2 ヘルスセンター職員の視察研修とワークショップの開催 2018年10月末から11月初旬にかけて事業対象の4ヘルスセンターの職員を対象に、職員が互いのヘルスセンターを視察し、各ヘルスセンターで提供されている母子保健サービスについて学ぶ機会を設け

た。研修出席者は、同視察での学びを各人が所属するヘルスセンターに共有するだけでなく、目安箱の設置、診療時間の表示など、母子保健サービス改善のための具体的な活動を計画した。

2-3 ヘルスセンター職員の母子保健サービスの質評価と指導

活動 2-2 で作成された計画が各ヘルスセンターで活動が実施されているか、3 ヶ月毎に評価を実施した。評価ツールは、ラオス保健省が作成した既存の評価表をヘルスセンターの状況に合わせて改訂し、同評価表を用いて郡保健局と共同でヘルスセンターの母子保健サービスの質の評価と改善点の洗い出しを行った。策定した活動が予定通り進んでいない場合は、その原因を追究し、ヘルスセンター職員と解決および改善のための話し合いを行うなど、を行った。

2-4 母子保健サービス利用者の聞き取り調査

本事業開始時および終了時に母子保健サービスの利用者 100 名に対して、同サービスの満足度を測るための聞き取り調査を実施し、その結果を分析した。(参照：(3) 達成された成果(2) 指標⑤)

2-5 質の向上に尽力したヘルスセンターの表彰

2019 年 2 月 27 日に事業中間会議をポンサリー郡病院にて開催した。会議には、ラオス保健省、ポンサリー県外務局、同県保健局、同県病院、同県女性同盟²、ポンサリー郡保健局、同郡女性同盟、同郡病院、ガイヌア郡保健局、同郡女性同盟、事業対象全 4 ヘルスセンターから代表者が参加し、本事業の中間活動報告と今後 6 ヶ月間の活動計画について発表した。

2019 年 8 月 14 日に実施した事業終了時会議では、母子保健サービスの質に関する評価や聞き取り調査の結果を踏まえて、「母子保健サービス提供の継続性」、「母子保健サービスの質」、「村の保健衛生環境向上への貢献」、「職員の業務に取り組む姿勢」の観点から各ヘルスセンターの取り組みを評価し、県保健局、郡保健局と共に、母子保健サービスの質の向上に尽力した全 4 ヘルスセンターを表彰した。

(3) CHW の母子保健に関する持続可能な活動支援

3-1 CHW の視察研修

2018 年 11 月から 12 月にかけて、当会は、事業対象 15 村のうち 4 村の CHW 各 2 名、計 8 名に対して視察研修を実施した。研修では各村の CHW は本事業で活動する他の村の CHW の活動を 2 日間視察し、ヘルスセンター職員への効果的な補佐の仕方や地域住民が積極的に母子保健サービスを利用するための働きかけについて学んだ。

3-2 母子保健に関する健康教育イベントの開催

2019 年 1 月から 3 月にかけて、CHW、ヘルスセンター職員、郡保健局職員、郡女性同盟職員が主体となり、事業対象全 15 村にて 1 日間の健康教育イベントを各 1 回実施した。さらに、各村より、健康教育イベントの内容をさらに説明する追加の健康教育イベント実施の要望が出たため、2019 年 4 月から 6 月にかけて、全 15 村で 1 日間の健康教育イベントをさらに 1 回ずつ実施した。追加の健康教育イベントで

¹ 整理、整頓、掃除、清潔、習慣の 5 つの活動のローマ字表記の頭文字を取ったもの。

² ラオスの行政区分である、県、郡、村の内、県および郡に設置されている政府機関である。主に、女性に対し、妊娠、出産、子育て、家庭内での女性の役割、男女平等に関する啓発を行っている。なお、村では、政府機関としての資格は有さないものの、同様の機関が存在しており、委員は会議で村人より選出される。

は、本事業終了後も村において健康教育に係る活動を実施できるよう、CHWが講師の役割を担うなど工夫をした。また、健康教育の効果を高めるため、説明をストーリー仕立てにしたり、ユーモアを多く取り入れるなど、参加者が楽しみながら学べる要素を取り入れた。健康教育イベントではユニフォーム166枚を作製した。

3-3 母子保健活動向上ワークショップの開催

2019年4月に、当会は、事業対象15村のうち13村において、各村のCHWが県・郡保健局、ヘルスセンター、女性同盟とともに母子保健活動計画を策定するためのワークショップを開催した。なお、予定が調整できず参加できなかった2村に対しては、後日村を訪問した際に同様のワークショップを実施した。

3-4 ハイリスク妊産婦や5歳未満の子どもの訪問

各村のCHWは妊産婦の経過や子どもの成長状況を診るため、1～3ヵ月毎に家庭訪問を行った。医療機関での分娩が必要となる妊産婦（ハイリスク妊産婦）には病院での出産を、妊婦健診を未受診の妊婦には受診を勧めた。栄養不良がみられるなどの5歳未満の子ども（ハイリスク5歳未満児）の母親には栄養改善や衛生について指導した。あわせて、当会は、CHWにハイリスク妊産婦やハイリスク5歳未満児のいる家庭を訪問する際に記録するノートを配付した。これに加え、CHWが同記録をヘルスセンターと共有することで、ハイリスク妊産婦や5歳未満児の情報を把握するシステムを構築した。

3-5 CHWの村での母子保健活動のモニタリング

視察研修やワークショップ、イベントの終了後2ヵ月目と4ヵ月目にモニタリングを実施し、CHWによる活動の進捗状況を確認した。計画した活動が予定通り進んでいない場合は、CHWに対し解決および改善のための助言を行った。モニタリングには郡保健局職員やヘルスセンター職員の同行を促すことで、CHWに自身の活動への意欲を高めてもらうだけでなく、事業後も継続的にフォローアップが行われる体制を整えた。CHWによる母子保健活動のモニタリングの際には、CHWが第2年次事業で策定した緊急搬送手順表に沿って妊産婦を搬送できるよう、CHWおよび地域住民とともにロールプレイを実施した。

3-6 母子保健サービスについての提言

事業終了時会議において、当会は、ポンサリー県内7郡の内6郡の郡保健局に対して3年間の事業活動で得られた経験や知見を共有し持続発展性を後押しするための提言を行った。なお、交通事情により参加が叶わなかった1郡には、後日情報を共有した。（参照：(3)達成された成果(3)指標⑤）

(4) 地域住民の母子保健サービスへの参加促進

4-1 母子保健に関する健康教育イベントプログラム作成の支援

事業対象15村において、県・郡保健局職員、ヘルスセンター職員およびCHWとともに、活動3-2で実施した健康教育イベントのプログラムを作成した。なお、健康教育イベントで使用したポスターには、文字を読めない地域住民にも配慮し、イラストを多く使用した。写真は、事業対象村で撮影した素材を用い、地域住民がより深く理解できるよう工夫した。また、母子保健に関連する問題を抱えた妊産婦や栄養不良など危険な症状が見られる子どもに直面した地域住民が取るべ

	き行動についてもポスターに掲載した。 4-2 健康教育イベントに必要な教材の作成 妊産婦健診の重要性や5歳未満の子どもの衛生管理など、母子保健において重要なメッセージを伝えるため、事業対象15村で使用される4言語に対応した音声教材を作成し、各村に配付した。地域住民からは、自身の言語で教材が作成されたため、内容が理解しやすいと好評であった。 4-3 健康教育イベントに必要な資機材の供与 CHWが実施する健康教育の内容を多くの地域住民が聞き取れるよう、マイクとスピーカー1セットを各村へ供与した。当会が作成した音声教材を定期的に放送できるように拡声器セットを各村に供与した。事業期間中、各村で週1～2回放送した。また、健康教育用のポスターなどを掲示できるよう、各村に掲示板を設置した。さらに、健康教育に関するイラストを描いたノートを1,000部作成し、事業対象15村の子どもに配付した。 4-4 地域住民への母子保健に関する知識の聞き取り調査 本事業終了時に、母子保健サービスへの参加状況を確認するとともに、地域住民の母子保健に関する基礎知識や適切な行動について、聞き取り調査を実施した。(参照：(3)達成された成果(4)指標②)
(3) 達成された成果	(1) 医療機器の整備と維持管理、環境整備 【指標①：供与した医療機器がいつでも使用可能な状態（電池切れや故障の状態が放置されることなく、十分なメンテナンスが行われ、いつでも使用できる状態）に整備される。】 県病院、郡病院、ヘルスセンターの各部署の責任者による5S活動および医療記録の月例モニタリングが定着したことで、職員の医療機器の扱いに対する意識が改善し、供与した医療機器が常時使用できる状態で管理されるようになった。供与先の医療機関からは、適切に診察ができるようになった、清潔な入院環境が保たれるようになったなどの声が聞かれた。また、職員が供与した医療機器を適切に使用できるよう、医療機器会社や使用経験のある医師による説明会を実施した。 【指標②：ポンサリー郡病院の分娩室が、雨漏りの修繕と除湿機の使用および目視での確認により、有害なカビが発生しない環境が保持される。】 ポンサリー郡病院の分娩室の、屋根および壁を修繕したことで雨漏りが解消された。また、除湿機の供与により、有害なカビの発生が予防され、清潔な分娩環境を提供できるようになった。 【指標③：各部署の責任者による5S活動と医療記録のモニタリングが3ヵ月に1回行われるようになる。】 事業対象の県病院、郡病院の産科および小児科の責任者が、当会の監督の下、各科の職員とともに、評価表とチェック表を用いて、毎月1回モニタリングを実施した。ヘルスセンターにおいては、センター長が毎月1回のモニタリングを実施した。モニタリング結果は当会にも共有され、当会も確認し、適宜助言を行った。モニタリングに同行した県保健局や郡保健局職員は、5S活動の定着により、本事業実施前に比べ清潔な医療環境が維持されるようになったと評価した。

(2)ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービスの質の強化

【指標①：サービスの質向上研修後に研修担当者が実施する確認テストの正答率が70%以上になる。】

母子保健サービスの質向上研修前後に出席者全員に対し実施した確認テストの正答率は、研修前には40.48%であったが、研修後には85.71%となり、良い母子保健サービスの提供が必要とされる理由や地域住民が期待する母子保健サービスなど、母子保健サービスの質について出席者が理解を深めた。

【指標②：サービスの質向上研修の後の出席者へのアンケートにおいて、母子保健利用者のニーズへの認識が深まったと出席者の70%が回答する。】

出席者21名に対するアンケートでは、66.6%の出席者が、「母子保健利用者のニーズへの認識が深まった。」と回答した。指標の70%には届かなかったものの、「母子保健サービスにおける質とは何か」という質問に対し、研修前は、「良い接遇」や「診察室の清潔さ」、「正しい診断や処方をする事」等への言及が多かったが、研修後は、「自身の提供する母子保健サービスが、利用者のニーズに応えられることで初めて満足に繋がる」という回答が増加した。出席者が、母子保健サービスを楽しむ側のニーズや満足に目を向けられるようになり、利用者への配慮がより深まったことが確認された。当会は、ヘルスセンター職員が利用者の期待するサービスをより正確に把握できるよう、モニタリングの際に地域住民から聞いた実際の事例をヘルスセンター職員と共有し、地域住民のニーズに応えるための対策を検討した。

【指標③：ヘルスセンター職員自身で実施する母子保健サービス向上のための活動計画が作られる。】

母子保健サービスの質向上について学んだヘルスセンター職員が、自身のヘルスセンターで母子保健サービスをさらに向上させるための活動計画を策定した。具体的には、ヘルスセンター内の環境整備およびその維持継続、利用者からの目安箱の設置などが計画された。加えて、各ヘルスセンターで職員が役割の再確認や見直しを行うなど、ひとりひとりが責任を持って母子保健サービスの質向上に貢献できるよう計画を策定した。

【指標④：ヘルスセンター職員が提供する母子保健サービス内容において、評価表を用いて、ラオス保健省がヘルスセンターまたはアウトリーチ活動で提供されるべきとしている内容の80%の項目が含まれていると評価される。】

本事業期間中、事業対象4ヘルスセンターにおいて、母子保健サービス内容に関する評価が郡保健局によりそれぞれ4回実施された。ラオス保健省が定める母子保健サービスの項目の平均79%が含まれるようになり、各ヘルスセンターにおいて高水準の母子保健サービスが提供された。本事業により寝具などが供与されたため施設設備の水準が高く評価されたほか、ヘルスセンター職員による妊産婦への丁寧な指導も評価された。(詳細は、添付資料⑦「ヘルスセンターの母子保健サービスの質評価調査結果」参照)

【指標⑤：母子保健サービス利用者のうち、調査を行う80名の半数が

ヘルスセンター職員から提供されたサービス内容を理解し、再度サービスを受けたいと回答する。】

当会が 2019 年 7 月に行った事業終了時の聞き取り調査では、母子保健サービスを利用した住民 80 名中、36 名 (45.0%) が同サービスに満足し、再度受診したいと回答した。受診したくないと回答した理由に、薬やワクチンの在庫が切れていた、ヘルスセンター訪問時休診中だった、などがあがった。当会は、各ヘルスセンターに対し、薬剤類の在庫管理の改善と診療時間の周知徹底について助言を行った。

【指標⑥：事業終了後は、ポンサリー県保健局がヘルスセンターの活動の成果の共有と活動内容をより改善し継続するための会議を主催する。】

事業申請時は、事業終了後の会議は県保健局が主催することとしていたが、県保健局で開催した場合、同会議にヘルスセンター職員らを招聘するための交通費を捻出できるか不安が残った。そのため、県および郡保健局と話し合った結果、より交通費のかかる県保健局ではなく近隣の郡保健局が同会議を主催することで合意した。

(3) CHW の母子保健に関する持続可能な活動支援

【指標①：CHW、ヘルスセンター職員、郡保健局職員が主体となって対象村にて各 1 回健康教育イベントが行われる。】

2019 年 1 月から 3 月にかけて、事業対象 15 村にて、CHW、ヘルスセンター、郡保健局、郡女性同盟の職員とともに、感染症予防のための手洗いや村の衛生環境改善の重要性、子どもの栄養や新生児の沐浴方法について伝える健康教育イベントを各 1 回実施した。手洗いと沐浴は、実践を交えて講習を行った。子どもの栄養に関しては、特に 6 ヶ月から 11 ヶ月の子どもが消化しやすい離乳食の調理方法を、実際に調理を行いながら説明した。

【指標②：他村や教育イベントからの学びを活かした形で、CHW が地域で行う実践可能な母子保健活動計画が作られ、計画に沿った活動が継続して行われる。】

CHW に対するワークショップで、郡保健局職員、ヘルスセンター職員、郡女性同盟職員の助言を受け、CHW が自身の村で行う母子保健活動計画を策定した。具体的には、妊産婦健診の促進や子どもの栄養状態改善のための啓発活動、村の衛生環境改善のための村内清掃やゴミ焼却場の設置、病気の蔓延を予防するためのトイレの建設、動物を放し飼いにしないための囲いの設置などが活動内容に取り入れられた。当会は、策定された活動計画の進捗状況を、計画策定の 1~2 ヶ月後および 3~4 ヶ月後に各村において 2 回モニタリングした。活動が、計画通り実施されていた場合は、当会と CHW で更なる改善策について協議した。活動の実施が遅延または、難航していた場合は、当会と CHW で解決策を一緒に検討し、活動計画の修正を行った。また、地域住民に対し、活動計画が周知されているか聞き取り調査を実施し、結果を CHW と共有して今後の活動の参考としてもらった。

【指標③：CHW とヘルスセンター職員間で、ハイリスク妊産婦と 5 歳未満児の情報交換がなされ、少なくとも 50% の対象者のフォローアップ（家庭訪問を含む）が行われる。】

CHW によるハイリスク妊産婦と 5 歳未満児の確認作業が、健康教育イベント後から開始された。CHW が事業期間中に把握できたハイリス

クの可能性のある妊産婦を含む妊産婦 94 名中 64 名(68%)に対し、家庭訪問または状況確認のフォローアップを行った。具体的には、CHW が新たな妊産婦や妊産婦健診を受けていない妊産婦には、妊産婦健診の受診を勧めた。事業対象 15 村全体の 5 歳未満児の総数は把握できていないものの、重度の栄養不良であると判定された 5 歳未満児 10 名に対して、CHW が家族に栄養指導や衛生指導を行った。CHW はフォローアップ活動で得られた情報をヘルスセンター職員に共有した。

【指標④：各村の緊急搬送体制手順が CHW 間で共有・定着され、CHW が緊急搬送体制について住民に説明できるようになる。】

各村の CHW が、当会職員、ヘルスセンター職員、郡保健局職員の指導の下に実践練習を重ねた結果、追加の健康教育イベント時には、緊急搬送体制手順を住民に適切に説明できるようになった。その際、第 2 年次事業で作成した、各村の緊急搬送体制手順のポスターも活用した。健康教育イベント後も、村での集会の際には健康教育とあわせて、緊急搬送手順を繰り返し地域住民に説明していることを確認した。また、その成果として、実際に出産や子どもの体調不良時に CHW への相談があり、手順を活用してスムーズに搬送が行われた例が報告されている。

【指標⑤：ポンサリー県保健局の年次会合にて、AAR の母子保健サービスの提供に関する提言に対して、ポンサリー県保健局、ポンサリー県内の 7 郡の郡保健局関係者と意見交換が行われる。】

ポンサリー県保健局の年次会合の開催が、本事業後となったため、事業終了時会議にポンサリー県内 7 郡の保健局関係者を招待し、当会の 3 年間の事業の経験から 3 つの提言を行い、意見交換を行った。第 1 に、地域住民は、医療機関に対し、少なくとも基本的な治療と薬が提供されることを期待しているため、5S 活動に基づき、特に薬と医療機器は常時医療行為が施せるよう適切に管理し、利用者の不安を取り除くことを提言した。第 2 に、モニタリングで問題が見つかった場合、当事者は、原因を追究し解決するよう助言した。第 3 に、リーダーを選出する際には、やる気があり、周囲の人から信頼されている人を選ぶべきであることを推奨した。出席者からは、当会からの提言および助言を真摯に受け止め、今後の活動をより良いものにして継続していきたい、との意見が出された。

(4) 地域住民の母子保健サービスへの参加促進

【指標①：健康教育イベントに地域の妊娠可能な女性(15 歳～49 歳)の 60%、青年期・壮年期・中年期(13 歳～64 歳)の男性の 30%が参加する。】

初回の健康教育イベントには、地域の妊娠可能年齢の女性の 41.4%、青年期・壮年期・中年期の男性の 13.1%が参加した。追加の健康教育イベントへは、同女性の 46.8%、同男性の 17.1%の男性が参加し、参加者は増加した。同イベントや活動を日中に実施せざるを得なかったため、指標とした参加者数を十分に確保できなかった。一方で、2019 年 6 月から 7 月にかけて当会が実施した事業終了時の聞き取り調査では、健康教育イベントに参加した 78 名中 65 名

(83.3%) が、3 カ月以上前に行われた、健康教育イベントの内容を具体的に覚えていた。また、同 78 名中 52 名(66.6%) が、健康教育イベントへの参加を通じて、妊産婦健診の受診や手洗い、沐浴の回数を増やしたと回答し、母子保健サービスに関する地域住民の意識の向

上を裏付ける結果となった。

【指標②：健康教育イベントに参加した地域住民に対する聞き取り調査にて、母子保健に関する正しい知識を持っていると判断される地域住民が、事業前の45%から60%に増加する。】

事業終了時に聞き取り調査を行った地域住民100名の内、健康教育イベントに参加したと回答した78名中49名(62.8%)が妊産婦健診の受診や妊娠期における栄養管理など母子保健に関する正しい知識を有していたことを確認した。

【指標③：全妊産婦の少なくとも30%がCHWに対し母子保健に関する相談を行う。4回以上の妊婦健診を受けた産婦が事業前の28%から33%以上に増加し、妊婦健診を受けた妊産婦が他の妊婦に健診を勧めるようになる。また、医療機関で分娩するハイリスク妊産婦を含む全妊婦の数について、中長期的には全国レベルである50%超を目指すものの、本事業では事業前の30%から35%以上への増加を目指す。事業終了時の聞き取り調査において完全母乳育児を6ヵ月以上行ったと回答する母親の割合について、中長期的には全国レベルである45%超を目指すものの、本事業では事業前の30%から35%以上への増加を目指す。】

事業対象15村で当会が把握した妊産婦94名中64名(68.0%)が、CHWの家庭訪問の際に、自身の症状の確認や妊娠中の生活・栄養に関する相談を行った。また、事業期間中に当会が把握した産婦の約43%が4回以上妊婦健診を受けた。村によっては、妊婦健診率が低かったため、当会は、各ヘルスセンターで把握している妊婦健診未受診の妊婦をCHWと共有し、CHWが、妊婦健診の重要性について繰り返し未受診の妊婦に説明するよう助言した。

事業期間中に妊産婦健診を受けた61名中44名(72.1%)が、他の妊婦に妊産婦健診を勧め、事業期間中に出産した妊婦48名中23名(47.9%)が医療機関で出産した。事業終了時に事業対象村の母親に対し行った聞き取り調査では、完全母乳育児を6ヵ月以上行った、または完全母乳育児の重要性を理解した母親は100名中37名(37.0%)であった。

本事業を通して対象医療機関に医療機器が整備されたことで、母子保健サービスを提供する医療機関の衛生環境が改善した。また、本事業の活動を通じてヘルスセンター職員とCHW間の連携が強化され、母子保健サービス利用者や母子保健に関する正しい知識を持った地域住民が増加した。これらの成果は、妊産婦、1歳未満児および5歳未満児の高死亡率削減に貢献した。なお、これらの実績は、SDGsの目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」の中の「妊産婦死亡率を減らすこと」を目標としたターゲット3.1および「新生児死亡率と5歳以下死亡率を下げることを目標としたターゲット3.2の達成に寄与するものである。

(4) 持続発展性

本事業を通して、県および郡保健局と連携して活動、モニタリング、評価を行ったことで、同保健局のモニタリング、評価能力が強化され、ヘルスセンターに対して適切に指導が行われていくことが期待される。本事業終了時には、今後の活動をどのように継続していくか県および郡保健局と協議する機会を設け、現在の状況と問題点を踏まえて同保健局が活動計画を策定した。活動計画は、本事業終了時の会議でポンサリー県内7郡の保健局および本事業対象の医療機関へ共有された。

5S 活動および医療記録のモニタリングと評価は、本事業で作成したチェックリストに基づき県および郡病院の責任者が継続して毎月実施する。各ヘルスセンターも同モニタリングの結果を、毎月の報告書とあわせて担当郡保健局に提出する。また、郡保健局は3ヵ月毎にヘルスセンターの母子保健サービスの質と5S活動の評価を行う。郡保健局は、同時に供与した医療機器のチェックも行うが、その際には本事業で作成したチェックリストを用い、必要に応じて適宜機器の管理に関する指導を行うこととした。医療機器の管理に必要な予算については、県および郡保健局がそれぞれ確保する。本事業で修繕したポンサリー郡病院の分娩室の維持管理は、供与した除湿機を使用しカビの発生を予防するが、万が一雨漏りやカビが再度発生した場合は、病院の予算で対処する。

各ヘルスセンターの活動は、引き続き活動計画に基づいて行われ、郡保健局が母子保健サービスの質の評価を実施する際に活動計画の進捗を確認する。

CHWは本事業で作成した活動計画と、妊産婦および5歳未満の子どもの家庭訪問を継続して実施する。郡保健局職員とヘルスセンター職員が、母子保健サービスの利用促進活動のために各村を訪問した際に、CHWの活動の進捗を確認し、必要に応じて助言を行う。

本事業で各村に供与した健康教育資機材と教材は、CHWが交代になった場合でも、新しいCHWに引き継がれるよう、郡保健局が監督する。

本事業終了後も、郡保健局は、上記の活動の成果を地域の全ヘルスセンターおよび県保健局と共有するため、年1回会議を主催する。